# 第３回　農業委員会総会議事録

日　時　　令和８年９月２５日　　１８：００～１８：３６
場　所　　役場庁舎　会議室
出席委員（承認印）

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| １番<br>柴田 | ２番<br>佐藤 | ３番<br>山口 | ４番<br>水崎 | ５番<br>森 | ６番<br>内田 | ７番<br>大島 |
| ８番<br>島田 | ９番<br>濱野 | 10 番<br>加茂 | 11 番<br>鈴木 | 12 番<br>岩崎 | 13 番<br>垰田 | |

欠席委員：森委員、大島委員、島田委員
議案説明のため出席した職員：野原事務局長、向中野主事

１　開会

２　議事録署名委員の指名

６番　　内田委員
９番　　濱野委員

３　報告事項
（１）諸般の報告について
（２）９月の業務報告について
（３）１０月の業務予定について
（４）あっせん報告について
（５）農地所有適格法人報告書の受理について

４　議案
第１号　合意解約通知の成立状況の確認について
第２号　農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の意見について
第３号　現況証明願の承認について

５　協議事項
（１）農地のあっせんについて
（２）「標準売買価格」「参考賃借料」の検討について（別紙資料）
（３）その他

６　その他
（１）次回の総会　　１０月２６日（月）午後６時００分から
（２）その他

| | |
|---|---|
| 事務局長 | ただ今から第３回中札内村農業委員会総会を開会いたします。<br>礼を交わします。起立。礼。<br>本日、森委員、大島委員、島田委員から欠席の届け出をいただいておりますのでご報告いたします。<br>ただいまの出席委員は１０名で定足数に達しております。<br>それではこれより先は議長の進行でお願いいたします。 |
| 議長 | 皆さん、どうもお疲れ様です。さっそくですが、議事の方に入らせていただきます。<br><br>日程２の議事録署名委員の指名をいたします。<br><br>６番　内田委員、９番　濱野委員この両名を指名いたします。<br><br>続きまして日程３の報告事項に入ります。<br><br>（１）の諸般の報告について<br>事務局からはありませんが、皆さんから何かありますか。 |
| 委員 | （「ありません」の声） |
| 議長 | それでは、（２）９月の業務報告及び （３）１０月の業務予定について、事務局から説明願います。 |
| 事務局長 | 議案３ページをお開きください。<br>（２）９月の業務報告についてですが、<br>２日、３日、１６日であっせん委員会を開催しています。<br>４日から１１日の間で議会定例会がありました。初日、垉田会長にご出席していただきました。<br>次に（３）１０月の業務予定についてですが、<br>１日あっせん委員会を予定しています。<br>欄外になりますが、１１月１２日（木）午前は十勝農委連研修会、午後は地区別農業委員等研修会を予定しています。<br>農業委員会だより９月号を発行しており、配布をお願いしております。詳細については、総会終了後にご連絡をさせていただきます。<br>報告は以上です。 |
| 議長 | 続きまして、（４）あっせん報告について、及び（５）農地所有適格法人報告書の受理について、事務局から説明願います。 |
| 事務局長 | 【あっせん報告について朗読説明】<br><br>（５）農地所有適格法人報告書の受理について<br>議案７ページ下段をご覧ください。（５）農地所有適格法人報告書の受理についてですが、農地法第６条第１項で報告が義務付けられており、記載にあります３７法人、すべての法人から農地所有適格法人報告書の提出がありました |

| | |
|---|---|
| | ので、ご報告いたします。<br>　いずれも書類等完備されておりましたので、受理いたしました。<br>　報告は以上です。 |
| 議長 | 　以上で報告事項を終わります。<br><br>　次に、議案の審議へ移ります。<br><br>　議案第１号　合意解約通知の成立状況の確認について<br><br>　合意解約の番号１番について事務局から説明願います。 |
| 事務局 | 　【議案第１号　番号１番について朗読説明】<br>　本案件につきましては、書類等の不備はなく、農地法第１８条第１項第２号の規定に基づく引き渡し前６ヶ月以内に成立した双方合意による解約がされておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えます。<br>　説明は以上です。 |
| 議長 | 　ただいま事務局から説明がありました。<br>　それでは、質疑を受けたいと思います。<br>　質疑はありませんか。 |
| 委員 | 　（「ありません」の声） |
| 議長 | 　質疑がないということですので、質疑なきものと認め、採決に入ります。<br>　議案第１号　合意解約の番号１番について、承認決定することに異議ありませんか。 |
| 委員 | 　（「ありません」の声） |
| 議長 | 　議案第１号　合意解約の番号１番は、原案どおり可決決定されました。<br><br>　合意解約の番号２番について事務局から説明願います。 |
| 事務局 | 　【議案第１号　番号２番について朗読説明】<br>　本案件につきましては、書類等の不備はなく、農地法第１８条第１項第２号の規定に基づく引き渡し前６ヶ月以内に成立した双方合意による解約がされておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えます。<br>　説明は以上です。 |
| 議長 | 　ただいま事務局から説明がありました。<br>　それでは、質疑を受けたいと思います。<br>　質疑はありませんか。 |
| 委員 | 　（「ありません」の声） |

| | |
|---|---|
| 議長 | 質疑がないということですので、質疑なきものと認め、採決に入ります。<br>議案第１号　合意解約の番号２番について､承認決定することに異議ありませんか。 |
| 委員 | （「ありません」の声） |
| 議長 | 議案第１号　合意解約の番号２番は、原案どおり可決決定されました。<br><br>議案第２号　農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の意見について、<br><br>売買の番号１番について、事務局から説明願います。 |
| 事務局長 | 【議案第２号　売買番号１番について朗読説明】 |
| 議長 | ただ今、事務局から説明がありました。<br>それでは、売買の番号１番について、質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。 |
| 委員 | （「ありません」の声） |
| 議長 | 質疑がないということですので、質疑なきものと認め採決に入ります。<br>番号１番の原案の意見について、「適正」で異議ありませんか。 |
| 委員 | （「はい」の声） |
| 議長 | それでは、番号１番は原案どおり可決されました。<br><br>売買の番号２番について、事務局から説明願います。 |
| 事務局長 | 【議案第２号　売買番号２番について朗読説明】 |
| 議長 | ただ今、事務局から説明がありました。<br>それでは、売買の番号２番について、質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。 |
| 委員 | （「ありません。」の声） |
| 議長 | 質疑がないということですので、質疑なきものと認め採決に入ります。<br>番号２番の原案の意見について、「適正」で異議ありませんか。 |
| 委員 | （「はい」の声） |
| 議長 | それでは、番号２番は原案どおり可決されました。<br><br>売買の番号３番について、事務局から説明願います。 |

| | |
|---|---|
| 事務局長 | 【議案第２号　売買番号３番について朗読説明】 |
| 議長 | ただ今、事務局から説明がありました。<br>それでは、売買の番号３番について、質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。 |
| 委員 | （「ありません」の声） |
| 議長 | 質疑がないということですので、質疑なきものと認め採決に入ります。<br>番号３番の原案の意見について、「適正」で異議ありませんか。 |
| 委員 | （「はい」の声） |
| 議長 | それでは、番号３番は原案どおり可決されました。<br><br>続いて、賃貸借の審議になりますが、件数が多く、事前説明もしていることから、２件ごと審議をします。<br><br>賃貸借の番号１番と２番について、事務局から説明願います。 |
| 事務局長 | 【議案第２号　賃貸借番号１番と２番について朗読説明】 |
| 議長 | それでは、賃貸借の番号１番と２番について、質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。 |
| 委員 | （「ありません」の声） |
| 議長 | 質疑がないということですので、質疑なきものと認め採決に入ります。<br>番号１番と２番の原案の意見について、「適正」で異議ありませんか。 |
| 委員 | （「はい」の声） |
| 議長 | それでは、番号１番と２番は原案どおり可決されました。<br><br>続いて、賃貸借の番号３番と４番について、事務局から説明願います。 |
| 事務局長 | 【議案第２号　賃貸借番号３番と４番について朗読説明】 |
| 議長 | ただ今、事務局から説明がありました。<br>それでは、賃貸借の番号３番と４番について、質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。 |
| 委員 | （「ありません」の声） |
| 議長 | 質疑がないということですので、質疑なきものと認め採決に入ります。 |

| | |
|---|---|
| | 番号３番と４番の原案の意見について、「適正」で異議ありませんか。 |
| 委員 | （「はい」の声） |
| 議長 | それでは、番号３番と４番は原案どおり可決されました。<br>続いて、賃貸借の番号５番と６番について、事務局から説明願います。 |
| 事務局長 | 【議案第２号　賃貸借番号５番と６番について朗読説明】 |
| 議長 | ただ今、事務局から説明がありました。<br>それでは、賃貸借の番号５番と６番について、質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。 |
| 委員 | （「ありません」の声） |
| 議長 | 質疑がないということですので、質疑なきものと認め採決に入ります。<br>番号５番と６番の原案の意見について、「適正」で異議ありませんか。 |
| 委員 | （「はい」の声） |
| 議長 | それでは、番号５番と６番は原案どおり可決されました。<br><br>次に、議案第３号　現況証明願の承認について<br><br>番号１番について事務局から説明願います。 |
| 事務局 | 【議案第３号について朗読説明】 |
| 議長 | ただいま事務局から説明がありました。<br>それでは番号１番について、現地確認委員２名を代表して<br>１番 柴田代理に意見を求めます。<br>何か補足などありませんか。 |
| 柴田委員 | ありません。 |
| 議長 | それでは番号１番について質疑を受けたいと思います。<br>質疑はありませんか。 |
| 委員 | （「ありません」の声） |
| 議長 | 質疑がないということですので、質疑なきものと認め、それぞれ採決に入ります。<br>番号１番について、原案どおり可決決定することに異議ありませんか。 |
| 委員 | （「はい」の声） |

| | |
|---|---|
| 議長 | それでは、番号１番は原案どおり可決決定されました。<br><br>次に日程５の協議事項に入ります。<br>（１）農地のあっせんについて<br>売買の番号１番について事務局から説明願います。 |
| 事務局長 | 【協議事項（１）売買番号１番について朗読説明】 |
| 議長 | ただいま説明がありました。<br>それでは、売買の番号１番について質疑を受けたいと思います。<br>質疑はありませんか。 |
| 委員 | （「ありません」の声） |
| 議長 | 質疑がないようですので、番号１番について、あっせんすることに異議ありませんか。 |
| 委員 | （「はい」の声） |
| 議長 | それでは、番号１番は、あっせんすることに決定いたします。<br><br>それでは売買の番号１番について、あっせん委員の指名をします。<br>１番柴田代理、３番山口委員、９番濱野委員を指名いたします。<br><br>なお、協議事項については、総会終了後に行ってください。<br><br>売買の番号２番について事務局から説明願います。 |
| 事務局長 | 【協議事項（１）売買番号２番について朗読説明】 |
| 議長 | ただいま説明がありました。<br>それでは、売買の番号２番について質疑を受けたいと思います。<br>質疑はありませんか。 |
| 委員 | （「ありません」の声） |
| 議長 | 質疑がないようですので、番号２番について、あっせんすることに異議ありませんか。 |
| 委員 | （「はい」の声） |
| 議長 | それでは、番号２番は、あっせんすることに決定いたします。<br><br>それでは売買の番号２番について、あっせん委員の指名をします。<br>４番水崎委員、本日欠席ですが５番森委員、１１番鈴木委員を指名いたします。 |

| | |
|---|---|
| | なお、協議事項については、総会終了後に行ってください。<br><br>賃貸借の番号１番について事務局から説明願います。 |
| 事務局長 | 【協議事項（１）賃貸借番号１番について朗読説明】 |
| 議長 | ただいま説明がありました。<br>それでは、賃貸借の番号１番について質疑を受けたいと思います。<br>質疑はありませんか。 |
| 委員 | （「ありません」の声） |
| 議長 | 質疑がないようですので、番号１番について、あっせんすることに異議ありませんか。 |
| 委員 | （「はい」の声） |
| 議長 | それでは、番号１番は、あっせんすることに決定いたします。<br><br>それでは賃貸借の番号１番について、あっせん委員の指名をします。<br>４番水崎委員、５番森委員、１１番鈴木委員を指名いたします。<br><br>なお、協議事項については、総会終了後に行ってください。<br>最後、更新分の農地あっせん方法について説明をお願いします。 |
| 事務局長 | 議案３４ページから４３ページまで、賃貸借の案件を掲載しております。<br>今回のすべての案件は、新規ではなく、利用集積計画の賃貸借の更新の案件となっております。農地法３条の賃貸借は自動更新ですが、利用集積計画の場合は設定した終期、契約期限で一旦契約が終了し、再度利用集積等促進計画を改めて設定することになります。<br>今回更新しようとする案件は、今年の１２月３１日までの終期、契約が一旦終了します。そのため、６月に農地所有者に対して来年１月以降の意向調査を実施し、再度貸したいと申し出のあった案件となっております。 |
| 議長 | ただいま説明がありました。<br>それでは、更新分のあっせん方法について質疑を受けたいと思います。<br>質疑はありませんか。 |
| 委員 | （「ありません」の声） |
| 議長 | 質疑がないようですので、事務局の説明のとおり取り進めてください。<br><br>次に協議事項（２）「標準売買価格」「参考賃借料」の検討について説明をお願いします。 |
| 事務局長 | 別紙資料をご覧ください。 |

| | |
|---|---|
| | 農地のあっせんに使用している指標「標準売買価格」と「参考賃借料」について、８月と９月での全員協議会、会長と会長職務代理者による協議により検討を重ねてきています。<br>物価高騰に対しては、出し手の所有者の生活に影響があるものの、受け手になる農業者にも影響があり、国の物価高騰対策の補助金等は、農業者だけでなく、消費者全体にもあります。<br>また、例えば、アパートなどの管理費については、人件費や資材代の高騰分を家賃増に反映していますが、畑の管理については、借り手の農業者が行っており、費用も負担していることから賃借料に反映するべきではないという考えです。<br>協議結果として、物価に影響されるべきではなく、固定資産評価額や「あっせん標準売買価格」を基準とするべきであり、今回の協議では変更しないということで結論付けたいと考えています。<br>説明は以上です。 |
| 議長 | ただいま説明がありました。<br>それでは、「標準売買価格」「参考賃借料」の検討結果について質疑を受けたいと思います。<br>質疑はありませんか。 |
| 委員 | （「ありません」の声） |
| 議長 | 質疑がないようですので、別紙資料の内容のとおり、「標準売買価格」「参考賃借料」を変更しないことを決議いたします。<br><br>次に協議事項（３）その他については、事務局からないようですので、<br>皆さんから何かございますか？ |
| 委員 | （「なし」の声） |
| 議長 | それではないようですので、続いて、日程６（１）その他ですが<br>（１）次の総会の日程について事務局からお願いします。 |
| 事務局長 | （１）次回の総会ですが、１０月２６日（月）午後６時から<br>役場　会議室でお願いいたします。 |
| 議長 | 次回の総会は、１０月２６日月曜日の午後６時からということで<br>開催場所は、役場庁舎・会議室でお願いいたします。<br>１０月２６日月曜日の午後６時ということで、２６日ですので、お間違いのないようお願いいたします。<br><br>（２）その他<br>事務局から何かありますか。 |
| 事務局長 | ありません。 |

| | |
|---|---|
| 議長 | その他、皆さんから何かありますか。 |
| 委員 | （「ありません」の声） |
| 議長 | それではないようですので、以上で第３回総会を閉会いたします。<br>お疲れ様でした。<br><br>（「お疲れ様でした」の声）<br>（１８時３６分閉会） |